

# 大津市 配偶者からの 暴力の防止及び 被害者の保護等に 関する基本計画

概要版

令和6（2024）年度～令和10（2028）年度



令和6年3月 大津市

計画本編は市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/001/1006/g/keikaku/index.html>



# DV／デートDVってご存じですか？

## DVとは・・・

ドメスティック・バイオレンスの略であり、家庭内暴力を指します。

具体的には、配偶者、元配偶者、婚姻していないが生活の本拠を共にするパートナーからの、生命又は身体に危害を及ぼす不法な攻撃、又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。

## デートDVとは・・・

婚姻しておらず、かつ生活の本拠を共にしていない交際相手からの、生命又は身体に危害を及ぼす不法な攻撃、又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。

## どんな行為がDVやデートDVになるの？

### 身体的暴力

殴る、蹴る、  
髪をひっぱる、  
物を投げつける、  
首を絞める など



### 精神的暴力

無視する、脅す、怒鳴る、  
人格を否定する、  
大切なものを壊す・捨てる、  
体型や容姿をけなす など



### 性的暴力

性行為を強要する、  
避妊に協力しない、  
ポルノを無理やり見せる、  
嫌がっているのに体を触る など



### 経済的暴力

生活費を渡さない、  
借りたお金を返さない、  
お金を取り上げる など



### 社会的暴力

実家や友人との付き合いを制限する、  
人間関係や行動を監視する、  
無理やり服装や髪型を決める など

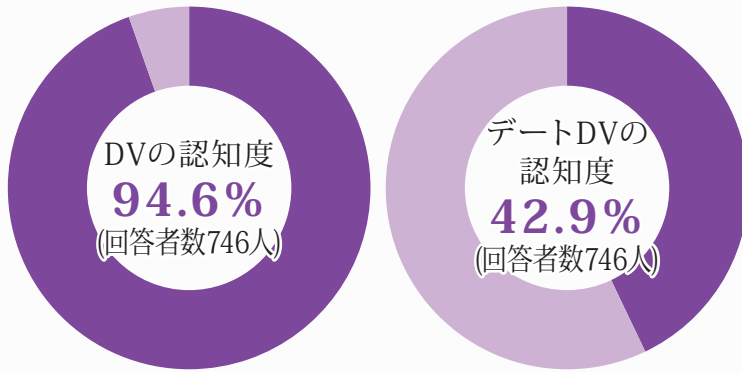


(注) 暴力には上記のように様々なものがありますが、暴力をふるう人はこれらを複合的に組み合わせ、相手を支配し、自分の思いどおりにしようとする傾向があります。

# DVに関する本市の現状と課題

## 【DV・デートDVの認知度※】（令和4年度大津市調査）

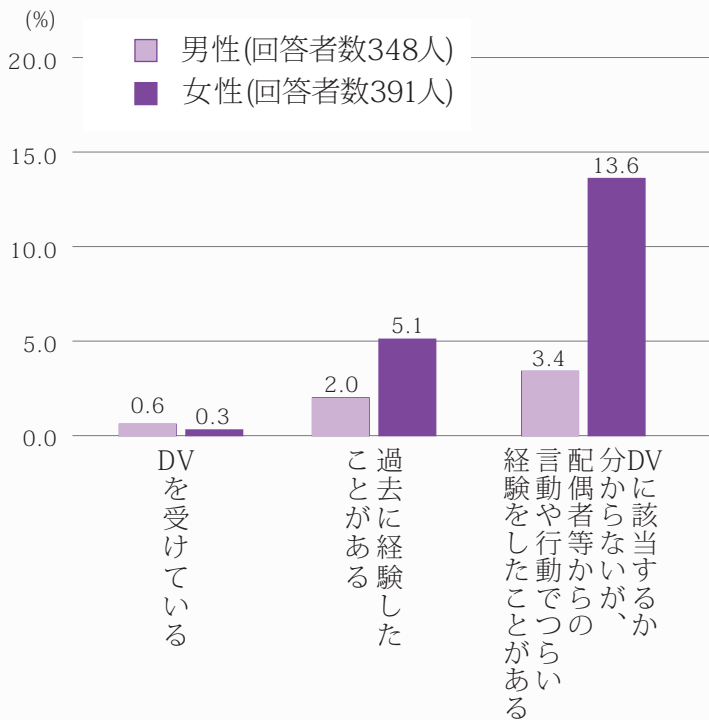
※「言葉もその内容もよく知っている」又は「言葉もその内容もある程度知っている」と回答した人の割合



DVの認知度は94.6%と高くなっていますが、デートDVについては42.9%と、DVの半分以下となっています。

市民一人一人が、DVやデートDVが犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを認識するために、引き続き様々な機会を通じて周知、啓発を行う必要があります。

## 【DVの被害経験（男女別）】（令和4年度大津市調査）

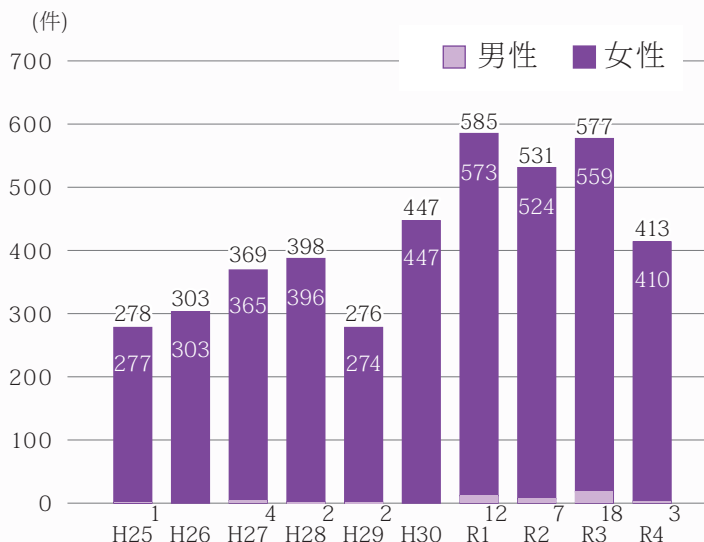


DVの被害経験については、「DVを受けている」、「過去に経験したことがある」を合わせた『経験がある』割合が男性で2.6%、女性で5.4%となっています。

また、DVの自覚はないものの、配偶者等からの言動や行動を通じてつらい経験をしたことがあると回答した人は、男性で3.4%、女性で13.6%となっています。

DVやデートDVに気づいていない潜在的な被害者や若年層にも届く周知啓発が必要であると考えられます。

## 【大津市のDV相談件数の推移（男女別）】



大津市のDV相談件数については、令和4年度に減少したものの、令和元年度から3年度までは500件を超えて推移するなど、ここ数年の傾向をみると増加傾向にあります。

相談件数が増加する中、被害者一人一人に対して寄り添い、相談支援、安全確保、自立支援に向けて適切に対応していく必要があります。

## 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者のみならず、養育する子ども等にも、深刻な被害を及ぼすものと考えられています。

大津市においても、これまでDVの防止に向けた周知啓発、相談支援、被害者の安全確保、自立に向けた支援に関する施策を推進してきたところです。

今後も引き続き、関係所属、関係機関が連携し、総合的かつ一体的に施策を推進していくため、本計画を策定しました。

## 計画の位置づけ

本計画は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画です。

また、大津市の「おおつかがやきプランⅣ（大津市男女共同参画推進計画・大津市女性活躍推進計画）が本計画の上位計画に当たります。

## 計画期間

令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

## 施策体系

### 基本理念

誰もが安心して暮らせる  
DVがないまち“大津”

### 基本的視点

1. 配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されないという認識に立つこと。
2. 被害者やその家族の立場に立った切れ目の無い支援に努めること。
3. 施策の推進には、国、県等関係機関との連携をより一層深めること。

### 基本目標

- |                   |              |
|-------------------|--------------|
| 1. DVの防止に向けた啓発の充実 | 2. 相談体制の充実   |
| 3. 被害者等の安全確保      | 4. 自立支援対策の充実 |
| 5. 推進体制の整備        |              |

# 主な取組内容

## 基本目標 1 DVの防止に向けた啓発の充実



DV防止の観点から、互いの人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有し、DV被害者が声をあげやすい社会環境づくりを進めることが大切です。

また、被害者や加害者を生まないためにも、市民一人一人がDVやデートDVの特性や暴力によって生じる影響について理解することにより、暴力の防止につながるよう、周知啓発に努めます。

### 主要施策

- (1) 市民への啓発
- (2) 若年層に向けた啓発
- (3) 職員に対する研修・啓発
- (4) 地域や関係団体等に対する啓発
- (5) 加害者を生まないための啓発

## 基本目標 2 相談体制の充実



被害者が一人で悩むことなく、安心して相談できるよう相談窓口を周知するとともに、被害者の立場に立った相談を行います。

また、女性被害者やその子どもだけでなく、男性の被害者をはじめ、高齢者、障害者、外国籍市民等の相談に対しても適切に対応できるよう、相談員や相談業務に携わる職員の資質の向上を図ります。

あわせて、被害者だけでなく、暴力をふるってしまう人からの相談体制についても考慮し、相談手法の検討を行う必要があります。

### 主要施策

- (1) 相談窓口の周知
- (2) 通報等による早期発見と早期対応
- (3) 各種相談の実施
- (4) 子どもに関する相談への適切な対応
- (5) 高齢者、障害者、外国籍市民等に対する相談への適切な対応
- (6) 相談員等の資質向上
- (7) 各種相談手法の検討
- (8) 配偶者暴力相談支援センターについて



## 基本目標 3 被害者等の安全確保



被害者やその家族に対する暴力が緊迫している場合は、関係機関や警察との連携を通じて、一時保護等により、被害者やその家族の安全を確保する必要があります。住民基本台帳情報の閲覧制限をはじめ、市税情報、保険・年金関係、就学関係等において、被害者及びその子ども等の情報管理を徹底し、関係所属と情報を共有することが安全を確保するうえで重要です。

また、令和6年4月より施行される改正DV防止法の考え方を踏まえ、保護命令制度の活用など被害者が利用できる制度の情報提供や制度利用にあたっての助言等、被害者の側に立った支援を行うことが大切です。

### 主要施策

- (1) 被害者やその子どもの安全確保
- (2) 被害者等に対する情報提供
- (3) 被害者等の情報管理の徹底

## 基本目標 4 自立支援対策の充実



被害者が加害者から離れ、心身の健康を取り戻し、自立して生活していくために、DV被害により生じている心理的影響に配慮し、被害者の意思を尊重しながら、住居確保や就労に向けた支援、福祉・保険制度を活用した支援、子どもへの支援等を関係所属と関係機関が連携して行います。

また、加害者の更生に向けた取組については、国の動向を注視しつつ、配偶者暴力加害者プログラム等に関する調査研究を進めます。

### 主要施策

- (1) 被害者等に対する相談・情報提供
- (2) 福祉・保険制度等の活用による支援
- (3) 住居の確保に向けた支援
- (4) 就労に向けた支援
- (5) 子どもへの支援
- (6) 加害者更生等に対する調査研究

## 基本目標 5 推進体制の整備



D V 被害者やその子ども等の安全確保、自立に向けた支援を行うためには、県の配偶者暴力相談支援センター、児童相談所及び警察をはじめとする関係機関と連携を図ることが大切です。

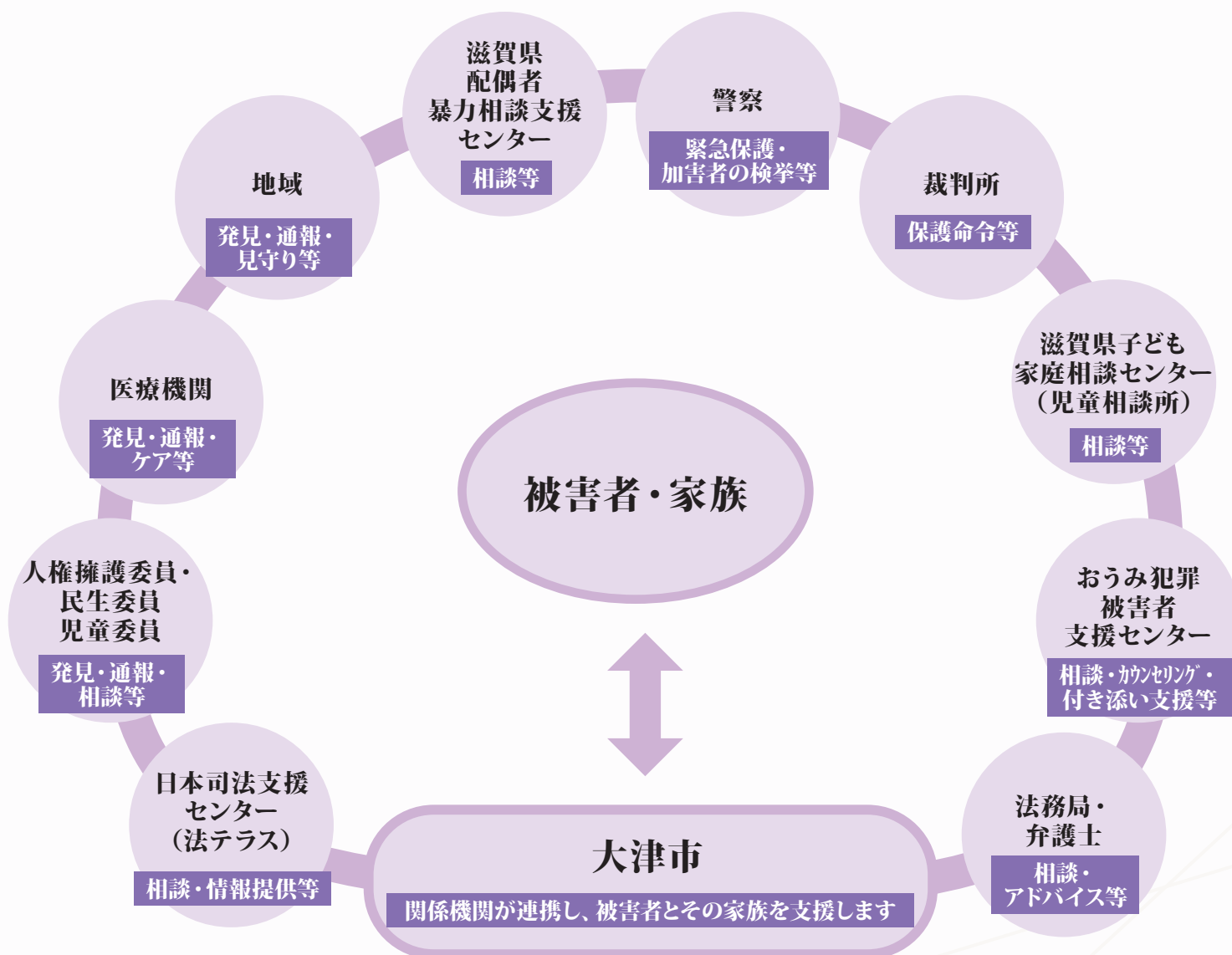
大津市では、庁内の関係所属における取組や課題等の情報共有、相互連携を図るために、D V 対策担当者会議を設置しています。

庁内関係所属の連携を図るとともに、県、警察をはじめとする被害者支援関係機関との連携をより一層深めます。

### 主要施策

- (1) 関係部局・機関との連携と協力
- (2) D V に関する意識等の把握
- (3) 苦情への適切な対応

## 被害者支援関係機関



## 主な相談窓口

### 大津市男女共同参画センター

☎077-528-2615（相談予約ダイヤル）  
（平日：9：00～17：00）  
※年末年始除く

### 大津市子ども家庭課

☎077-528-2686  
（平日：9：00～17：00）  
※年末年始除く

### 滋賀県立男女共同参画センター （G-NET しが）

☎0748-37-8739  
（火・水・金・土・日：9：00～12：00、13：00～17：00  
木：9：00～12：00、17：00～20：30）  
※祝日の翌日、年末年始除く

### 滋賀県中央子ども家庭相談センター

☎077-564-7867  
（毎日：8：30～22：00）

## 緊急時は迷わず警察へ110番

### 「DVに悩んでいるあなたへ」

自分さえ我慢すればいい、自分が悪いから暴力をふるわれた、などと考えていませんか？  
夫婦や恋人関係であっても、暴力は決して許されるものではありません。  
DVはとてもデリケートな問題であり、家庭内のことを話すことは勇気がいりますが、自分たちだけで解決するのはとても難しい問題です。  
DVについては、相談できる専門機関があります。一人で悩まず、まずはご相談ください。

### 「もしもあなたが相談されたら」

あなたが相談されたり、被害に気づいたりした場合は、被害者を責めず、話を聞きましょう。  
また、被害者の意思を尊重しつつ、被害者が専門機関に相談できるよう支えてください。

### パープルリボンキャンペーンとは？

女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなみ、パープル・ライトアップなど各地で様々な啓発行事が催されています。また、国の男女共同参画推進本部により、国際連合が定める「女性に対する暴力撤廃国際日（11月25日）」を踏まえ、毎年11月12日から25日までの2週間は、女性に対する暴力をなくす運動期間と定められています。



発行：大津市 政策調整部 人権・男女共同参画課

〒520-0047 大津市浜大津四丁目1番1号明日都浜大津1階

TEL：077-528-2791 FAX：077-527-6288

E-mail：otsu1006@city.otsu.lg.jp